

北海道告示第 11197 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和5年1月27日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和4年9月27日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ鳥取大通

釧路市鳥取大通2丁目6-2ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麹町5丁目1番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麹町5丁目1番地1

(変更後)

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麹町5丁目1番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西條吉行東1丁目4番14号
株式会社AOKI	代表取締役 上田 雄久	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西條吉行東1丁目4番14号	
株式会社AOKI	代表取締役 森 裕隆	神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号	①

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和4年4月1日

上記(3)イ① 令和4年7月11日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者変更のため

上記(3)イ① 小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和4年9月16日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年9月27日(火)から令和5年1月27日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで